

事業者を求める残滓計量について

計量は以下の区分毎に、毎日実測する。実測した記録については、1ヶ月分を翌月5日までに提出するものとする。

実測方法については事業者の提案とし、特に指定しているものを除き、配膳室で行うか、学校給食センターで行うかを問わない。

なお、配膳室にははかりを本市により準備する。(秤量 30kg、目盛 10g 単位)

- ① 米飯(飯缶に残ったもの)
飯缶は、給食センターへ回収せず炊飯センターへ返却するので、配膳室で計量する。
- ② パン
学校別に計量し記録する。記録する単位はグラム単位(グラム以下は四捨五入)とする。
- ③ 牛乳(未開封分のみ)
学校別に本数で記録する。
- ④ 副食3品(主菜、副菜、副々菜のおかず種類別)
学校別に計量し記録する。
*一番大きな食缶には、一度食器についだ米飯・飲み残しの牛乳を含むためその割合を記録する。
- ⑤ デザート・添え物(種類別)
学校別に個数で記録する。